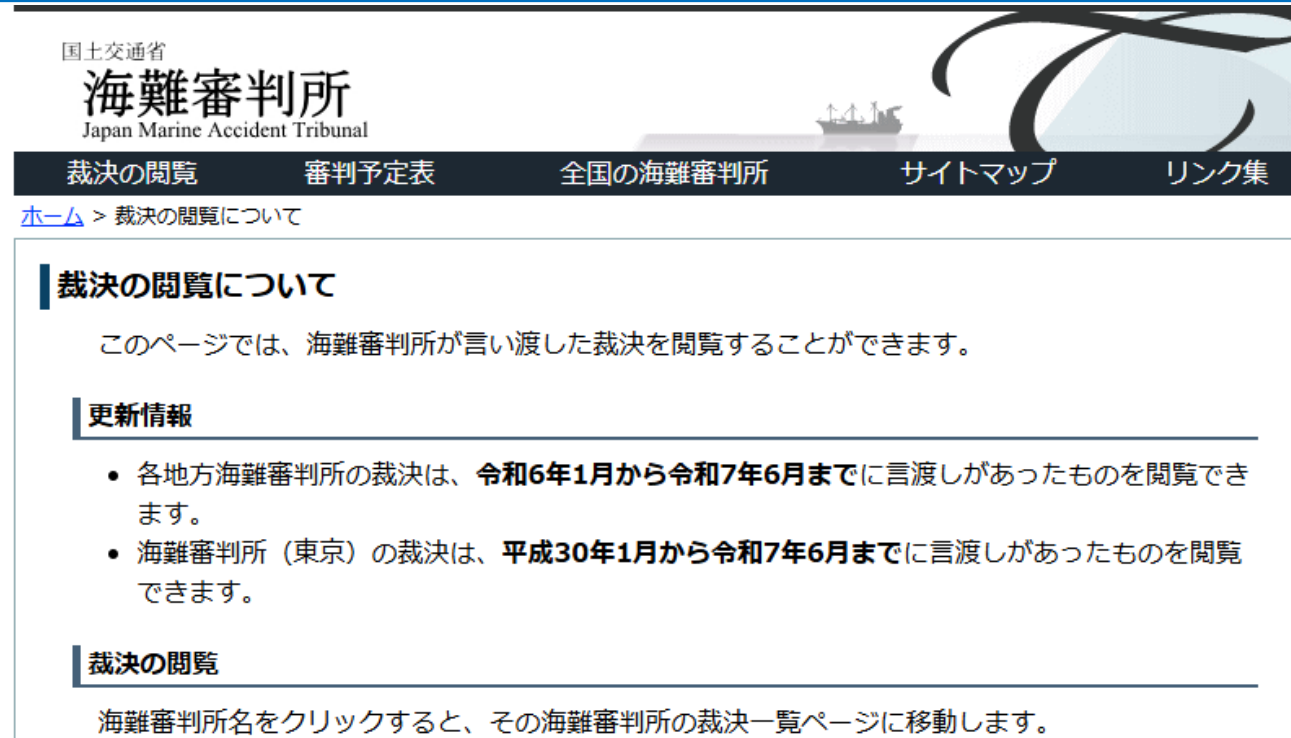


令和7年6月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和7年8月)



上記事件のうち、仙台地方海難審判所と門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 水上オートバイA(0.1トン) 水上オートバイB(0.1トン) 衝突事件

福島県猪苗代湖において、ともに南下中のA船とB船とが衝突し、両船が損傷して、A船船長とB船の同乗者が負傷した

② 貨物船A(496トン) 遊漁船B(4.8トン) 衝突事件

鹿児島県川内港北西方沖合において、航行中のA船が、錨泊中のB船に衝突し、両船が損傷して、B船船長と釣り客3人が負傷した

(福島県猪苗代湖において、ともに南下中のA船とB船とが衝突し、両船が損傷して、A船船長とB船の同乗者が負傷した)

*** 本判決は、R7.6.25に言い渡
されました。詳細は海難審判所の
HPでご確認下さい**

海難防止への
インフォメーション

② 貨物船A(496トン) 遊漁船B(4.8トン) 衝突事件

(鹿児島県川内港北西方沖合において、航行中のA船が、錨泊中のB船に衝突し、両船が損傷して、B船船長と釣り客3人が負傷した)

【海難概要】 鹿児島県川内港北西方沖合において、A船(496トン、6人乗組、空船)が航行中、B船(4.8トン、1人乗組、釣り客3人)が錨泊中、A船の船首がB船の船首に衝突し、両船が損傷して、B船船長と釣り客3人が負傷した

【発生日時】 令和5年6月10日10時09分僅か前
【発生場所】 鹿児島川内港北西方沖合
【死傷者】 4人(B船船長: 右肘関節部打撲等、釣り客3人: 左肩打撲等)
【損傷等】 A船: 球状船首に擦過傷 / B船: 船首部に亀裂等

(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第38・39条(船員の常務)が適用される
・衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である予防法を適用することとなるが、予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、予防法第38・39条(船員の常務)が適用される

《原因等》 A船が航行中、B船が錨泊中、
A船: 見張り不十分で、錨泊中のB船を避けなかった(主因)
[一等航海士Aは、見張りを十分に行うべきであった]
B船: 見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)
[船長Bは、見張りを十分に行うべきであった]

《背景》 ・一等航海士Aは、航行の支障となる他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかった
で、前路で錨泊中のB船に気付かなかった
・船長Bは、航行中の他船が錨泊している自船を避けるとい、見張りを十分に行わなかった
たので、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するA船に気付かなかった

【受審人】 《懲戒》
(A船) 一等航海士: 四級海技士(航海) → 業務停止1か月
(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

* 本裁決は、R7.6.19に言い渡
されました。詳細は海難審判所
のHPでご確認下さい

